

○技能試験官等の運用等に関する訓令

(平成 17 年 3 月 18 日静岡県警察本部訓令第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和 40 年県公委規則第 6 号。以下「免許規則」という。）第 21 条第 1 項に規定する技能試験官及び自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する訓令（昭和 40 年県本部訓令第 12 号）第 4 条に規定する学科試験官の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能試験官の資格要件)

第 2 条 技能試験官の資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の警察官若しくはこれと同等の職格にある警察行政職員又は本部長が特に認めた者であること。
- (2) 25 歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験の期間が通算して 3 年以上の者であること。この場合において、大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）に係る免許の試験に従事する者にあつては、二輪車の運転の経験の期間が通算して 3 年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則（昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号）の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識並びに自動車の運転技能に関する採点方法その他必要な知識を有する者であること。

(技能試験官の再任用)

第 3 条 定年前再任用短時間勤務職員に任用をされた者のうち、当該任用をされた日の前日まで技能試験官として勤務していた者は、引き続き技能試験官として指定を受けたものとみなす。

(技能試験官候補者等)

第 4 条 県本部運転免許課長（以下「課長」という。）は、第 2 条に規定する資格要件を満たし、かつ、面接により技能試験官としての適性があると思われる者を技能試験官候補者（以下「候補者」という。）に指定するものとする。この場合において、当該資格要件には、本部長が特に認めた者として、巡査部長又はこれと同等の職への昇任のための試験（静岡県警察職員の任用に関する訓令（昭和 43 年県本部訓令第 1 号）第 10 条第 2 項に規定する昇任試験等又は同訓令第 17 条に規定する昇任審査をいう。）に合格した者を含むものとする。

2 課長は、かつて技能試験官として勤務していた者で、再度技能試験官として勤務することを希望するものを再指定者として指定するものとする。

(任用教養)

第5条 課長は、候補者及び再指定者に対し、別表第1に定める技能試験官任用教養（以下「任用教養」という。）を行うものとする。

2 課長は、候補者にあつては別表第1の新規指定者の欄の教養時間の教養を、再指定者にあつては同表の再指定者の欄の教養時間の教養を行うものとする。ただし、課長は必要に応じて任用教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

(技能試験官資格審査)

第6条 候補者又は再指定者が任用教養を終了した場合には、当該候補者又は再指定者に対し、別表第2に定める技能試験官資格審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。ただし、課長は、必要に応じて資格審査の全部又は一部を省略することができる。

2 課長は、資格審査の成績が所定の基準に達しなかった者に対し、再度資格審査を行うことができるものとする。

(技能試験官の指定申請)

第7条 課長は、候補者又は再指定者が資格審査に合格したときは、公安委員会に対して、技能試験官指定申請書（別記様式）により技能試験官の指定を申請するものとする。

(現任教養)

第8条 課長は、技能試験の公平性を確保するため、技能試験官に対し技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の現任教養を行うものとする。

(学科試験官)

第9条 学科試験官は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 運転免許センター管理者及び運転免許課長補佐の職にある者
- (2) 運転免許センターの運転免許試験を担当する者
- (3) 県本部運転免許課の運転免許試験を担当する係に配置された者
- (4) 技能試験官
- (5) その他課長が指名する者

(技能試験官の服制等)

第10条 警察行政職員（交通巡視員を除く。）である技能試験官（以下「行政試験官」という。）の服制は、別表第3のとおりとし、その員数及び使用期間は、静岡県警察の警察官及び交通巡視員の被服支給等に関する条例（昭和29年県条例第35号）第2条に規定する員数、使用期間、支給手続等に準ずるものとする。

2 行政試験官は、試験中等は制服、ワイシャツ、ネクタイ、靴及び別表第4に規定する試験官ネームプレートを着用しなければならない。ただし、運転免許センター以外の場所において試験を行う場合は、この限りでない。

3 第1項の行政試験官の制服及び帽子の着用期間は、次のとおりとする。

品目	着用期間
冬服及び冬帽子	12月1日から翌年3月31日まで
合服及び夏帽子	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服及び夏帽子	6月1日から9月30日まで

- 4 課長は、必要があると認めるときは、前項の着用期間を変更することができる。
- 5 警察官、交通巡視員及び行政試験官以外の職員が学科試験に従事する場合は、別表第5に規定する腕章を着用するものとする。

(細目的事項)

第11条 この訓令に定めるもののほか、技能試験官の運用等に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日県本部訓令第7号)

この訓令は、平成18年3月24日から施行する。

附 則(平成19年6月1日県本部訓令第26号)

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成21年6月18日県本部訓令第37号)

この訓令は、平成21年6月18日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成25年2月14日県本部訓令第1号)

この訓令は、平成25年2月14日から施行する。

附 則(平成28年12月12日県本部訓令第32号)

この訓令は、平成28年12月12日から施行する。

附 則(平成29年3月10日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(平成29年3月28日県本部訓令第15号)

この訓令は、平成29年3月29日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 13 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 30 年 12 月 13 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 25 日県本部訓令第 2 号)

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和元年 7 月 16 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日県本部訓令第 25 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(技能試験官等の運用等に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 3 条の規定による改正後の技能試験官等の運用等に関する訓令第 3 条の規定を適用する。

附 則(令和 5 年 6 月 29 日県本部訓令第 38 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。